

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 28 年 4 月 27 日（水）午前 9 時～午前 9 時 40 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部指導担当参事、会計管理者 欠席者：都市整備部長
議 題	1 平成 28 年第 2 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題 2：第 2 回市議会定例会は 6 月 6 日（月）が招集期日である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝質問者 ●印＝説明者	議題 1 平成 28 年第 2 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものである。 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、その一部が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和 26 年村山村条例第 10 号）等の一部を改正したものである。 1 点目は、市民税及び特別土地保有税の減免申請時に個人番号を不要とした。 2 点目は、固定資産税等の課税標準の特例に係る引用条文の号ずれ等所要の規定の整備である。 3 点目は、市たばこ税に関する経過措置の規定の整備である。 施行期日について、1 点目は公布の日から、2 点目及び 3 点目は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 専決処分年月日は平成 28 年 3 月 31 日、専決番号は平成 28 年専決第 3 号である。 (結 論) 提出議案として決定する。

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、都市計画税の課税標準の特例に係る規定が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、項ずれが生じることから、武蔵村山市都市計画税条例（昭和 39 年村山町条例第 32 号）の一部を改正したものである。

施行期日は平成 28 年 4 月 1 日からである。

専決処分年月日は平成 28 年 3 月 31 日、専決番号は平成 28 年専決第 4 号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 28 年政令第 133 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、その一部が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法に変更が生じることから、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和 34 年村山町条例第 20 号）の一部を改正したものである。

施行期日は平成 28 年 4 月 1 日からである。

専決処分年月日は平成 28 年 3 月 31 日、専決番号は平成 28 年専決第 5 号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 専決処分の承認を求めることについて

(子ども家庭担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 186 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、年収約 360 万円未満相当の世帯について、特定教育・保育施設等の利用者負担金の多子軽減に係る年齢制限が撤廃されることに伴い、専決処分したものである。

施行期日は平成 28 年 4 月 1 日からである。

専決処分年月日は平成 28 年 3 月 31 日、専決番号は平成 28 年専決第 6 号である。

- 概要に、何を専決処分したのかが書かれていない。
- 「武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例」の一部を改正したものである。
- 概要部分で、政令の公布日はあるが、いつ施行されているのかが書かれていない。
- 概要部分を、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 186 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、年収 360 万円未満相当の世帯について、特定教育・保育施設等の利用者負担金の多子軽減に係る年齢制限が撤廃されることから、武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金に関する条例（平成 27 年武蔵村山市条例第 12 号）の一部を改正したものである。」と修正する。

（結 論）

概要を精査した上で、提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務部長説明)

一般職の職員の通勤手当の支給要件等を改定し、併せて規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、一般職の職員の通勤手当の支給対象者を、片道の通勤距離が 2 キロメートル以上の者とするとともに、交通用具利用者における通勤距離に応じた通勤手当額を改正する。

2 点目は、期末手当に関する規定について整合性を図る。

施行期日は、1 点目については平成 28 年 10 月 1 日、2 点目については公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

なお、平成 28 年 3 月 31 日付で職員組合と妥結している。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市立歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

武蔵村山市立歴史民俗資料館の分館を設置することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

市内に東京陸軍少年飛行兵学校が存在したこと等を後世に伝えるとともに、平和の尊さについて学ぶ場として、広く市民等に学習の場を提供するため、新たに武蔵村山市大南三丁目 5 番地の 7 に武蔵村山市立歴史民俗資料館分館を設置する。

施行期日は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲において、規則で定める日からとする。

- 開館はいつか。
- 9 月 25 日の予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市民総合センター設置条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

武蔵村山市民総合センターに精神障害者地域活動支援センターを設置するため、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市民総合センター設置条例第 5 条第 3 号中「ホームヘルパーステーション」を「精神障害者地域活動支援センター」に改め、併せて管理運営を指定管理者により行わせるため、第 5 条の 2 ほかを改正する。第 5 条の 2 は、直営管理施設以外の施設の管理を指定管理者に行わせる規定である。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、基準を改めるとともに規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正に伴い、小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所について、当分の間、職員配置の特例を設けることとするとともに、設備の基準の規定を整備するものである。施行期日は、公布の日からとする。

内容については、別添資料を配布しているので御確認いただきたい。家庭的保育事業等は、大きく分けて「家庭的保育事業」、「小規模保育事業（A型・B型・C型）」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業（保育所型・小規模型）」の4つに分類される。今回の条例改正にかかわるのは、比較的規模の大きい「小規模保育事業A型」及び「保育所型事業所内保育事業所」である。「保育所型事業所内保育事業所」は利用定員が20人以上の事業所である。

児童福祉法には家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例を定めることとされており、条例策定に当たり、厚生労働省令を参酌することが規定されている。この度、厚生労働省令第22号及び第23号が改正されたことに伴い、条例改正するものである。

厚生労働省令第22号の改正の1点目は、職員の配置基準である。乳児3人に対して保育士1人に加え、保育士1人を配置しなければならないという基準があり、従来は乳児3人未満であっても保育士2人配置が原則であった。今回、児童が少数となる時間帯において、保育士1人は保育士資格を持っている者でなくても、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を配置すればよいということになった。「保育所等で、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者」、「家庭的保育者」、「子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者」等である。

2点目は、保育士に代わる者として、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭についても配置できることとする。後ほど、規則等で定める必要があるが、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳以上児、養護教諭については従前の0歳から5歳児までを対象とする。

3点目は、保育士以外の職員を配置する場合の取扱いの基準について、保育園の職員の勤務は基本的に8時間であるが、それを超える場合には別の職員を配置する必要がある。例えば、7時から19時までの12時間にわたって保育所を開所している場合には、8時間勤務が原則であるので、必ず前後に短時間勤務の保育士を配置しなければならない。0歳児が3人に対して保育士1人が配置基準であるので、例えば0歳児が9人いたら保育士は3人必要である。その3人のうちの1人は保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認めた者でもよいとする、配置の仕方の基準を定めたものである。7時から19時までの開所であるとき、7時から11時までの勤務の方を1人、7時から15時までの勤務の方を2人、11時から19時までの勤務の方を1人、15時から19時までの勤務の方を2人配置する必要がある。常に職員を3人配置しなければならないが、そのうちの1人は保育士資格を有しない一定の者でもよいというこ

とである。

4点目は、保育士資格を有する者を全体の3分の2以上は必ず配置しなければならないという規定である。

次に、厚生労働省令第23号の改正点については、建物の設備基準の関係であり、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部が改正され、第123条第3項第1号の規定が2号に分割されたことに伴い号ずれが生じることから、引用する規定の整備を行うものである。

- 資格要件が緩和されたということか。
- そのとおりである。
- 確認として、家庭的保育事業等に関しては、現在市内にはないと思うが、市内の認可保育所については、今回の基準緩和はないということよろしいか。
- 認可保育所については、東京都の管轄であるので、東京都条例の改正がされている。他の家庭的保育事業所等については、現在本市には存在しないが、今後事業を展開していくに当たり、今回の基準緩和を規定しておいた方がよいということで、条例改正をするものである。

（結 論）

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例

（環境担当部長説明）

新たに大南三丁目に児童遊園を設置するとともに、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、児童遊園の用途外の利用に関する規定を追加する。2点目は、条例別表に「大南三丁目西児童遊園 武蔵村山市大南三丁目10番地の3」を加える。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、大南三丁目西児童遊園の設置は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発行為に伴う無償譲渡によるものである。

- 当児童遊園は、完成しているのか。
- 完成している。

（結 論）

提出議案として決定する。

(10) 平成28年度武蔵村山市一般会計補正予算（第2号）

（財政担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、予算見積書については、現在各課に依頼中であり、5 月 6 日締切としている。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (11) 平成 28 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

【報告事項】

- (1) 繰越明許費繰越計算書について

（財政担当部長説明）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、報告するものである。

平成 27 年度から平成 28 年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。件数は 9 件である。

（結 論）

報告事項として決定する。

- (2) 事故繰越し繰越計算書について

（財政担当部長説明）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により、報告するものである。

平成 27 年度から平成 28 年度に繰り越した事故繰越しについて、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。件数は 2 件である。庁舎維持管理経費の備品購入及び第四次長期総合計画（後期基本計画）策定経費である。

（結 論）

報告事項として決定する。

【提出事項】

- (1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につ

	<p>いて</p> <p>(企画財務部長説明)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、提出するものである。</p> <p>提出書類については、平成27事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書(事業報告書・財務諸表)及び平成28事業年度武蔵村山市土地開発公社予算書である。</p> <p>(結論)</p> <p>提出事項として決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>(1) 第2回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第2回市議会定例会の招集期日は、6月6日(月)である。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等:)</p>
--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課(内線:374)</p>
--------------	----------------------------

(日本工業規格A列4番)